

参考資料

令和元年第3回三豊市議会定例会 提出議案(条例関係)新旧対照表

		ページ番号
・議案第90号関係	...	1
(三豊市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について)		
・議案第91号関係	...	2
(三豊市消防団条例の一部改正について)		
・議案第92号関係	...	3
(三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について)		
・議案第93号関係	...	5
(三豊市印鑑条例の一部改正について)		
・議案第94号関係	...	7
(三豊市立幼稚園預かり保育条例の一部改正について)		
・議案第95号関係	...	8
(三豊市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部改正について)		

【議案第90号関係】

三豊市中小企業・小規模企業振興基本条例 新旧対照表(抄)

【附則第2項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後 (案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(単位：円)		(単位：円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
中小企業・小規模企業振興審議会委員	日額 8,000	産業振興審議会委員	日額 8,000
略		略	
備考 略		備考 略	

【議案第91号関係】

三豊市消防団条例(平成18年三豊市条例第203号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (削除) (1) 禁錮以上の刑に処せられてその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 第8条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者	(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u> (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられてその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 第8条の規定により<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (4) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

【議案第92号関係】

三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(期末手当) 第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ、在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し _____、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2・3 略 4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し _____、又は死亡した職員にあっては、退職し _____、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 略 第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) 略 (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員 _____ (3)・(4) 略 (勤勉手当) 第29条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、 _____ 又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し _____、又は死亡した職員にあっては、退職し _____、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略 (休職者の給与) 第30条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若	(期末手当) 第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ、在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2・3 略 4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 略 第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) 略 (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(<u>同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>) (3)・(4) 略 (勤勉手当) 第29条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略 (休職者の給与) 第30条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若

しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに給与の全額を支給する。 2～6 略 7 第2項、<u>第3項</u>又は第4項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第26条第1項に規定する規準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡したときは、その支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。 8 略	しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに給与の全額を支給する。 2～6 略 7 第2項<u>及び第3項</u>又は第4項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第26条第1項に規定する規準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡したときは、その支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。 8 略
---	--

【議案第93号関係】

三豊市印鑑条例(平成18年三豊市条例第17号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(登録資格) 第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。<u>以下「法」という。</u>)に基づき本市が<u>備える住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。 2 略 (登録拒否) 第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を拒否するものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)</u>若しくは通称(<u>令第30条の16第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの (3)・(4) 略 2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(<u>法</u>第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載がされている</u>氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 (印鑑登録原票) 第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査した上、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。 (1)・(2) 略 (3) 氏名(<u>氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏</u>、外国人住民に係る住民票に通称の<u>記載がされている</u>場合にあっては<u>氏名及び当該通称</u>) (4)・(5) 略 (6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載がされている</u>氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記 (7) 略 2 略 (印鑑登録の職権抹消)	(登録資格) 第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号<u> </u>)に基づき本市の<u>住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。 2 略 (登録拒否) 第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を拒否するものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名<u> </u> <u> </u> 若しくは通称(<u>住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名<u> </u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名<u> </u>又は通称以外の事項を表しているもの (3)・(4) 略 2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(<u>住民基本台帳法</u>第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている</u>氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 (印鑑登録原票) 第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査した上、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。 (1)・(2) 略 (3) 氏名(<u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>外国人住民に係る住民票に通称が<u>記録されている</u>場合にあっては、<u>氏名及び通称</u><u> </u>) (4)・(5) 略 (6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている</u>氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記 (7) 略 2 略 (印鑑登録の職権抹消)

第11条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、職権で印鑑の登録を抹消するものとする。 (1)・(2) 略 (3) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称<u>の記載がされている</u>場合にあつては<u>氏名及び当該通称</u>)、氏<u>(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)</u>又は名の変更があつた(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)とき。 (4) 略 2 略 (印鑑登録の証明) 第12条 市長は、印鑑登録証明書により、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について証明し、あわせて次に掲げる事項を当該証明書に記載する。 (1) 氏名(<u>氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏</u>、外国人住民に係る住民票に通称<u>の記載がされている</u>場合にあつては<u>氏名及び当該通称</u>) (2)・(3) 略 (4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載がされている</u>氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記 2 略	第11条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、職権で印鑑の登録を抹消するものとする。 (1)・(2) 略 (3) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称<u>が記録されている</u>場合にあつては、<u>氏名及び通称</u>)、氏_____ _____又は名の変更があつた(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)とき。 (4) 略 2 略 (印鑑登録の証明) 第12条 市長は、印鑑登録証明書により、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について証明し、あわせて次に掲げる事項を当該証明書に記載する。 (1) 氏名(_____外国人住民に係る住民票に通称<u>が記録されている</u> 場合にあつては、<u>氏名及び通称</u>) (2)・(3) 略 (4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている</u>氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記 2 略
--	---

【議案第94号関係】

三豊市立幼稚園預かり保育条例(平成18年三豊市条例第208号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(保育料) 第3条 略 <u>(保育料の減免)</u> <u>第4条 市長は、教育委員会において必要があると認めたと</u> <u>きは、保育料を減額し、又は免除することができる。</u> (委任) <u>第5条</u> 略	(保育料) 第3条 略 (委任) <u>第4条</u> 略

【議案第95号関係】

三豊市子どものための教育・保育給付に関する条例(平成27年三豊市条例第8号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(報告等に関する罰則) 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項 <u>(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)</u>の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>法第13条第1項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者 (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項 <u>(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)</u>の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、<u>又は法第14条第1項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 (3) 略 附 則 (施行期日) 1 略 2 略 3 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、市長が別に定める額とする。	(報告等に関する罰則) 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項 _____ _____の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>同項</u> _____の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者 (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項 _____ _____の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、<u>又は同項</u> _____の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 (3) 略 附 則 (施行期日) 1 略 2 略 3 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する<u>支給認定保護者</u> _____の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、市長が別に定める額とする。